

詳細情報	hH200331N0430		
掲載（所管）部局	子ども家庭局		
告示日	令和2年3月31日		
種別・番号	令和2年厚生労働省告示第150号		
件名	消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等の一部を改正する件		
告示資料	告示文	厚生労働省PDF	
制定・改正又は廃止される法令等	・消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等（平成17年厚生労働省告示第128号）		クリック注
パブリックコメント	【案件番号：495190518】「消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等の一部を改正する件」に関する御意見の募集について		
	意見公募手続を実施していません		
	提出意見数	- 件	提出意見を踏まえた案の修正の有無

◆凡例

厚生労働省PDF：厚生労働省法令等データベースサービスのPDFデータを引用しています。

◆「制定・改正又は廃止される法令等」のリンク先について

・「[クリック注](#)」：閲覧時期により、施行前、施行後、施行後で未だ更新されていない又は廃止等の場合がありますので、最終更新日を確認のうえご利用ください。

また、「厚生労働省法令等データベース」より削除された場合もありますので、ご注意ください。